2-69-05

2.波の救護・送還に関する咨文を受領し感謝する旨の咨覆60.琉球国中山王尚穆より福建布政使司あて、遭風の琉球難民伊

琉球国中山王尚(穆)、上諭を欽奉する事の為にす。(乾隆四十八《一七八三》、十一、七)

乾隆四十七年六月初十日、巡撫部院雅(徳)の批を奉けたる本司乾隆四十八年三月二十五日、貴司の咨を准けたるに称すらく、55000円(日)に、利、「訓え金素」で表現の名にお

風 に到りて風を候ち、 二十四人なり。七月十二日、 を発装し中山王に献ずるを致さんとして宰領の黒島等十一人を派 十八包を載せる。又、八重山地方官の差を奉じ、夏布四百五十疋 三月二十日に于て八重山に到り、 重山に往きて米石を装運せんとす。 十三名は倶に琉球国泊村の人に係る。 茲に該摂庁署福州府知府王右弼の訳訊に拠るに、該難番伊波等 大浪に遇い、 船は幾ど覆溺せんとす。桅篷を砍断したれば、 中 山に載往せんとす。共計するに在船するもの 八月初一 八重山より開行し、十五日、太平山 日に放洋す。 大米五百五十三包·小米三百二 船一隻に駕して乾隆四十六年 該処地方官の差を奉じ、 初四日早、 陡かに狂

> 詳もて批行を奉けたり。 駅に安挿し、并びに例に照らして賞給するを請う、 らしめ、 地方官、 たらしむ。乾隆四十七年四月初五日に于て口に進む。 在りて病故するを除くの外、 鴣頭洋面に到る。 船身は浪に随い漂流す。八月十四日に至りて漂いて浙江寧海 桅椗、 例に照らして撫恤するを経て、船を将て修整して完固 篷索等の項を添補す。内、 寧海の営船に救護せらるるを経て港に進む。 伊波等二十三人を将て護送し閩に来 宰領の黒島一名は浙に 等の由あり。 十一旦、館 鵏 な

照らして議して給すべし。 るを庸いる毋し。如し隣省未だ加賞するを経ざれば、 を査するに、隣省にて曾経に賞給したれば、 另に行糧一月を給す。 り起こし、 番向宣烈等四十七人、 本司査するに、乾隆四十一年の間に浙江鄞県より送り到れる難 毎人に日に米一升・塩菜銀六厘を給し、 更に加賞の物件有らば、向に辦ずるの成例 閩に来たれば、 向例に体照し、 閩に在りて再び給 回国の日には 安挿 閩省は例に の日よ

浙省、 を行うを庸いる毋し。 りて動給し、 日には各行糧一個月を給すべし。 めと為し、毎人に日に米一升を給し、塩菜銀六厘を給し、 館駅に安挿せらるれば、自ら応に例に照らして安挿の日を以て始 今、難番伊波等二十三名は浙より閩に到る。四月十一日に于て 已経に例に照らして動項し給賞したれば、 事竣れば另に冊もて銷を請う。 該船に至りては、 乾隆四十七年の存公銀内に在 既に浙省、 其の加賞の一 閩省は再び加賞 代わりて修整 項は、 口 玉

ば、代わりて指引と為して駕駛せしめ、 物の清冊を備造し、文を具えて詳もて請うべし。 発して回国せしむ。理として合に例案を査明し、 るべし。 ら携帯して回国するを愿えば、 自ら酌辦を行うを聴し、其の載せる所の米粟・布疋は、 須らく粘補すべきに過ぎず、 全ならしむるを経たれば、 して完固ならしめ、又復た桅椗・篷索等の項を添補し、槓椇は斉 現に接貢船内に、以て海道を熟識せる水梢を選撥すべき有ら 再た該難番等は人数衆多にして海道を諳んぜざると雖 縦え応に再び修理を加うべきも、 費す所は幾ど無し。応に該難番等、 地に就きて変価するを庸いる毋か 原帯せる貨物を装載し遣 難番の花名・貨 該番等自 只だ

等の由あり。

等の由あり。

で致すに係る。已に冊内に于て逐一改正し、合併して声明す、するを経たるに、浙に在りて語言通ぜず、漢字識らずして錯悞有貨物の件数に至りては、浙省の原報と符せざれば、該摂庁、訳訊明して査照せしむるを候つ。該難番の花名・年歳及び帯する所の明して憲台の察核して具奏し、并びに大部暨び浙江撫部院に咨

り。此れを奉けたり。即ちに一本を補繕して呈送し案に備えしめよ。違う毋かれ、とあたが、本を補繕して呈送し案に備えしめよ。違う毋かれ、とあの批示を候て。繳す。再た花名の冊は止だ咨送するに敷るのみ。批を奉けたるに、仰いで具奏して分咨するを候て。仍お督部堂

咨するを候て。繳す。冊は存す、とあり。此れを奉けたり。当即又、総督部堂陳(輝祖)の批を奉けたるに、仰いで撫部院の奏

ちに福防同知に転飭し、遵照し辦理して去後れり。

外、 所の引導水梢の例に体照し、 二人の、館内に在りて貿易し買う所の貨物を将て、前届の派する もて圧載すれば、方めて敢えて風を衝き浪に敵うべし。 しむ。 るに称すらく、 を准されんことを乞う、等の情あり。 資するを請い、 水梢啓顕功・石川二名を派撥し、代わりて引導と為し駕し帰ら 完固ならしむ。今、 え呈繳す。 茲に兼署同知図章の詳に拠るに称す。 剰す所は軽微にして以て渉海し難きに縁り、必ず須らく重貨 難番船内に原載せる布疋・米粟等の物は丟棄するを除くの 転詳して咨を給し遣発して沢に乗じて駕し帰らしむる 穏やかに帰るを得せしむ。遵いて甘結・清冊を具 飄風難番伊波等の船隻は已経に自ら添修を行いて 商議したるに、 先撥して匀装し帯回して以て圧 接貢船内より海道を熟諳せる 此れを拠けたり。 存留通事陳天龍 啓顕功等 の 呈に 拠

め に、 に飄収し、護送せられて閩に来たる。 し遵行せしめて案に在り。 るを経て詳もて報ず。 の派撥せる引導水梢の買う所の貨物は、 年の間に琉球国 茲に該管官、 該卑職、 海道を熟識せる水梢を選撥して代わりて指引と為し駕駛せし 米粟等の項の貨物を装載し遣回せしめよ、 遵査したるに、 前情を具呈するに拠り、 σ 飄風難番向宣烈等、 院憲の奏聞して行知するを蒙るを奉けたる 琉球国の遭風難番伊波等は浙江 先に前摂丞、 卑職査するに、 其れをして帯回するを准 閩に到り、 等の因あり。 訊供し安挿す 遣 口 乾隆四 0) 寧海県

繳め到れる各甘結と同に文を具え、詳もて察転し咨を給するを請 等の件の貨物を将て、 棄するを除くの外、 て護送出口するに便ならしめ、 運して舟に入らしむるを除くの外、 に把駅の委員の主簿魏学周に檄行し、武弁と会同して験明し、 歴届の旧例と相い符す。 の時に于て冊内より数に照らして扣除するを声明するは、 ならしめ、応に俯して請う所の如く、其れをして慎重に酙酌せし て帰国すれば、其の已に買いたる貨物は亦た自己の照管するに便 回せしめ、 らざるを恐る。 人を将て代わりて駕駛と為し、並びに自置せる粗重の甲紙・桂皮 茲に難番伊波等の船隻は闊さ一丈八尺、其の原載せる貨物は丟 沢に乗じて遣発して回国せしむべし。行知して庁に到る。 随帯して装回するを聴すべきに似たり。並びに接貢船の返国 等の由ありて司に到る。 以て圧載に資せしむるを請う。且つ該水梢、 接貢船内より派出せる引導の水梢啓顕功・石川二 剰る所は幾ど無ければ、 現に館内に貯えたれば、 海関の委員に移知して査照せしめ、 另に長行回国の日期を取りて申も 此れを拠けたり。 理として合に清冊を備造し、 舟軽く未だ穏やかな 撥出し随帯して載 差を奉じ 均しく 并び 以 監

在り。

等二十三人を将て護送して閩に来たらしめ、四十七年四月初五日す。内、宰領の黒島一名は浙に在りて病故するを除くの外、伊波例に照らして撫恤し、船隻を修完して桅椗・篷索等の項を添補等二十四人・船貨は、乾隆四十六年八月十四日に于て浙に飄い、該本司布政使楊(廷樺)査し得たるに、琉球国の遭風難番伊波

帰国せしむ、等の由あり。詳もて奏咨を奉け、飭遵せしめて案に接貢船内に在りて熟識の水梢二名を派撥し、代わりて引駕と為し其の口糧・塩菜等の項は、例に照らして四十七年の存公銀内より共の口糧・塩菜等の項は、例に照らして四十七年の存公銀内よりに手て口に進み、十一日、館駅に安挿す。経に査するに、浙省はに手て口に進み、十一日、館駅に安挿す。

するを声明するを請う。 相い符すれば、応に俯して請う所の如く随帯して装載せしむべ **閩に護し、梢を派して引回せしめ、匀装して圧載せしむるの例と** 請う。核べたるに、乾隆四十一年の間の難番向宣烈等、 せる貨物を将て匀装し圧載せしめ、 軽浮にして以て渉海し難ければ、啓顕功等二人の館に在りて貿易 難番の船中に原帯せる貨物は洋に在りて丟棄するに縁り、 梢啓顕功・石川二名を派し、代わりて指引と為し駕回せしむ。 経に添修して完固なれば、議して接貢船内より海道を熟諳せる水 しむるを請う、 茲に該署庁の詳に拠るに報ずらく、 験明し監運して舟に入らしめ、詳もて察転し遣発して回国 並びに接貢船隻の返国の時に于て冊内より数に照らして扣除 等の情ありて前来せり。 閩海関の委員并びに把駅の員弁に移知 穏やかに帰るを得せしむるを 飄風難番伊 波等の船隻は已 浙に飄い 船隻は

に護す。内、筆者石垣一名は閩に在りて病故するを除くの外、寔本司覆査したるに、此の案の該難番伊波等二十三人は浙より閩

載し、穏やかに帰国するに便ならしむるを請う。 丟棄したれば、啓顕功等二人の貿易したる貨物を将て匀装して圧とを請う。并びに査するに、該夷船の原載せる貨物は洋に在りている。 設定のでは、 とを請う。 がに では、 とを請う。 がは、 とを請う。 がは、 とを語う。 がは、 とを語う。 がは、 とを語う。 がは、 とを語う。 がは、 との質易したる貨物を将て匀装して圧 とを語う。 がは、 との質易したる貨物を将て匀装して圧 はない、 とのでは、 とので

請し、并びに冊・結を将て詳送すべし。合に就ちに由に拠りて転し、装圧して駕回せしむるを准すべし。合に就ちに由に拠りて転案と相い符すれば、応に請う所の如く、其の原帯せる貨物を随同案と相い符すれば、応に請う所の如く、其の原帯せる貨物を随同本司核べたるに、乾隆四十一年に辦理せる遭風の向宣烈等の例

を請う、等の由あり。 兵を撥して護送出洋せしむ。長行の日期を取具し、另に詳もて題十四人を将て遣発せしめ、鎮に至れば閩安協と会同して験明し、む。并びに該署庁をして該難番伊波等、引駕の水梢と同に共に二む。がに該署庁をして該難番伊波等、引駕の水梢と同に共に二登舟するの日期を取り、該国王に移咨して知照するに便ならし伏して憲台の察奪して批示するを候ち、以て飭して駅を離れて

梢と同に共に二十四人を将て遣発せしめ、 督部堂の批示を候て。 同して験明し、 て知照せよ。仍お署福防庁をして速やかに難番伊波等、 の日期を取具し、詳を叙して題を請え。余は已に悉れり。 るに、現に通詳に拠りて批示せり。 乾隆四十七年八月初三日に于て巡撫部院雅 檄もて兵船を撥して護送出洋せしめよ。長行回 繳す。 冊・結は存す、 仰いで即ちに該国王に移咨し 鎮に至れば閩安協と会 とあり。 (徳) の批を奉けた 此れを奉け 引駕の水 並びに

たり。

ありて国に到る。此れを准けたり。に貴国王に備咨す。請煩わくは查照して施行せんことを、等の因れて登舟す、等の由ありて前来せり。合并して移知す。此れが為引導の水梢啓顕功等二名と同に、本年七月二十八日に于て駅を離引等の水梢啓顕功等二名と同に、本年七月二十八日に于て駅を離

須らく咨に至るべき者なり。

乾隆四十八年(一七八三)十一月初七日右、福建等処承宣布政使司に咨す

(1)差 校訂本にはないが類例により補った。注*本文書は〔六八−○八〕の咨覆である。